

一般社団法人関東大学バスケットボール連盟 細則

平成29年4月10日	成立
平成29年6月25日	施行
平成29年5月26日	改定
平成30年4月1日	改定
平成30年5月28日	改定
2020年3月23日	改定
2022年6月28日	改定
2023年1月27日	改定

目 次

1. 部局運営に関する細則
2. 登録及び競技会に関する細則
3. 外国籍選手に関する細則
4. 選手・スタッフ資格および資格審査に関する細則
5. 罰則規定に関する細則
6. 財務及び会計細則
7. 広告掲載に関する細則
8. ホームゲームに関する細則
9. 役員候補者の選考に関する細則

1. 部局運営に関する細則

第1条 目的

本細則は、各部局が業務を分担し実務を執行することで、理事会の意志決定ならびに議事運営の円滑化を図ることを目的とする

第2条 部局名

第1条の目的を達成するために、定款第46条にある9の部局を設ける

- ①総務部 ②財務部 ③競技部 ④強化部 ⑤育成部 ⑥渉外部
⑦広報部 ⑧審判部 ⑨医科学部 ⑩企画事業部

第3条 業務分担

各部局が分担する業務範囲ならびに業務運営の責任者は、次のとおりとする

1. 総務部（部長1名、副部長若干名および委員）
 - (1) 会議の総括
 - (2) 庶務に関する事項
 - (3) 他の部局に属さない諸々の事項
2. 財務部（部長1名、副部長若干名および委員）
 - (1) 予算および決算の総括（総合・部局・事業別）
 - (2) 金銭の出納報告
3. 競技部（部長1名、副部長若干名および委員）
 - (1) 各大会の競技事項の立案
 - (2) 各大会の競技会場の確保ならびに日程の調整、さらに大会の運営と管理
 - (3) チームならびに選手登録の資格審査

(4) 各大会における出場者の資格検査

4. 強化部（部長1名、副部長若干名および委員）

(1) チームの強化を目的にする講習会や研修会の企画に関する立案と実施

(2) 選抜チーム編成（スタッフを含む）ならびに、上部団体が編成するチームの選手選考

5. 育成部（部長1名、副部長若干名および委員）

(1) 選手ならびに指導者の育成を目的とする講習会や研修会の企画に関する立案と実施

(2) フレッシュマンキャンプやビックマンキャンプに参加する選手の選考ならびに、その企画に関する立案と実施

6. 渉外部（部長1名、副部長若干名および委員）

(1) 渉外に関する業務

(2) 大会プログラムの作成

7. 広報部（部長1名、副部長若干名および委員）

(1) 報道機関との関係に関する事項

(2) 印刷物の発行

(3) 広報の渉外に関する事項

(4) 競技記録（各大会名および開催年度）の管理・編集・保管ならびに編集記録の配布

8. 審判部（部長1名、副部長若干名および委員）

(1) 審判講習会の立案と実施

(2) オフィシャル講習会の立案と実施

(3) 各大会の審判員の割り当てと依頼の連絡

(4) 各大会の審判員の推薦や指名ならびに派遣

9. 医科学部（部長1名、副部長若干名および委員）

(1) 安全講習会の立案と実施

(2) トレーナー講習会の立案と実施

(3) フィジカル測定の実施とそのフィードバックに関する立案と実施

(4) 選手・スタッフの健康管理

10. 企画事業部（部長1名、副部長若干名および委員）

- （1）主催大会での企画立案及び実施
- （2）各種システムの電子化及び簡素化
- （3）メディアとの連絡・折衝

第4条 改廃

この細則の改廃は理事会の出席者の過半数の賛成を必要とする

附 則

平成29年4月10日成立

平成29年6月25日施行

2022年6月28日一部改定

2023年1月27日一部改定

2. 登録及び競技会に関する細則

第1条 目的

本細則は、全日本大学バスケットボール連盟規約に準じ、本連盟定款に基づいて、加盟大学のチームならびに選手の登録および競技会に関する事項を定めることを目的とする

第2条 チームの登録

1. チームの登録は、原則として1加盟大学につき1チームとする
2. 同一学校法人の大学であっても、次に示す場合はそれぞれ個々に登録することができる
 - (1) 4年制大学と短期大学
 - (2) 分校
 - (3) 医学部
 - (4) 薬学部
 - (5) 歯学部
 - (6) 獣医学部
3. 同一学校法人における4年制大学と短期大学については、その数だけチーム登録が可能である。但し、選手は重複して複数の大学に登録することはできない、いずれか1つの大学のみの登録とする
4. 国公立大学で統廃合が行われた場合、チームおよび選手の登録に変更等は、4年間を限度として、猶予期間を設ける
当該事例で変更の必要が生じた場合は、次の手順で承認を得なければならない
 - (1) 競技部における審査
 - (2) 理事会における承認

第3条 登録手続

本連盟に加盟している大学男子バスケットボール部は、次に定める手順に従って登録を行わなければならない

1. 加盟大学は、毎年所在地の各都道府県学生連盟を経由し（公財）日本バスケットボール協会に加盟料と個人登録料を添えて登録の手続きをする（インターネットを使用して登録をする）
2. 加盟大学は、毎年本連盟の指定用紙に所属選手の名前を記載し、選手登録の手続きを行わなければならない。なお、この手続きには（公財）日本バスケットボール

協会への加盟登録および個人登録の写しの添付が必要である

第4条 選手の資格

1. 本連盟が主催する競技会に出場できる選手は、全日本大学バスケットボール連盟の「登録に関する基本規程」に準じ、各大学に学籍を有すること
同時に、当該大学のバスケットボール部部長が部員であることを認めた者に
限る
2. 加盟大学が登録できる選手および主務は、当該大学の在籍学生でなければならない
但し、通信制の大学に在籍する学生は、登録できない

第5条 資格審査

理事会は、本規約および（財）日本体育協会スポーツ憲章に基づき、選手資格に疑義が生じた場合はこれを審査し、その審査結果を各大学に通知する

第6条 選手の登録

1. 選手およびチームの責任者は、2つ以上に登録することはできない（二重登録の禁止）
2. チームおよび選手の登録用紙には、次の事項が記載されていなければならない
 - (1) チーム名ならびにその所在地・電話番号
 - (2) チームの責任者の氏名
 - (3) 主務の氏名ならびにその住所・電話番号
 - (4) 選手の氏名、所属学部名、学年、出身高校名、登録回数等
3. 選手の移動や追加登録については、所定の手続きを行い、理事会の承認を得なければならない
4. 外国人学生の登録は次の通りとする
 - (1) 外国人学生は登録の際、当該大学にその大学の修業年限を履修する目的で入学した旨を証明する所属大学責任者の証明書を添付すること
 - (2) 外国人選手の登録は（公財）日本バスケットボール協会の「登録規定」に準じ、別途「外国人選手に関する細則」の定めるところに依る

第7条 登録抹消

当該年度の登録を抹消するには、本連盟指定の申請用紙に必要事項を記入の上、提出し、競技部の承認を受けなければならない

提出期限は、当該年度における本連盟主催の競技会（関東大学バスケットボール選手権大会）開催日前日までに登録抹消が承認された場合は、登録回数は中断する

その後登録を抹消しても登録回数は継続される

第8条 登録回数の限度

1. 選手として登録できる回数は、4年制大学の場合は4回とする
但し、短期大学は2回、医学部、歯学部、獣医学部、6年制薬学部においては、6回とする
2. 既に登録歴がある選手が、学籍の移動、新たな入学、編入学、留学等をした場合は、登録歴の回数に継続させるものとする
また、外国の大学で登録していた場合も登録歴の回数に継続とせるものとする
3. 学生が留年した場合の登録回数については、その理由がナショナルチームとしての選手活動によるものであったときに限り、その活動報告書を事前に理事会へ提出し、理事会の承認を経てから登録の手続きをすること

第9条 競技会

本連盟は、次の競技会を開催する

1. 春季選手権大会（トーナメント）
2. 秋季選手権大会（リーグ戦）
3. 新人による選手権大会（新人戦）
4. その他、本連盟の目的に基づく競技会

第10条 連盟競技会の優先

本連盟が主催する競技会の開催日には、本連盟加盟大学以外のチームと試合をすることはできない

但し、理事会の承認を得た場合はこの限りではない

第11条 チームおよび選手の選抜

理事会は、国内および国外のバスケットボールチームとの交流試合、ならびに海外への遠征試合に参加する本連盟の代表チームおよび選手を決定する

但し、理事長は理事会の承認を得たうえで競技部または強化部にその選考を委ね、各部からの選考過程の報告により決定することができる

第12条 競技会開催時における大会要項の厳守

本連盟が主催する競技会の大会要項に記載させている事項を守らなければならない

また、定款・細則・大会要項上違反のある選手が出場した場合は、試合後に没収試

合が宣告される場合がある
また、その大学に罰則が与えられることもある

第13条 改廃

この細則の改廃は理事会の出席者の過半数の賛成を必要とする。

附 則

平成29年4月10日成立

平成29年6月25日施行

2022年6月28日一部改定

2023年1月27日一部改定

3. 外国籍選手に関する細則

第1条 目的

この細則を設けた目的は、国際交流の活性化に鑑み、外国籍学生選手（以下外国籍選手という）に関する事項を一括にしてまとめることにより、外国籍学生に対する対応を円滑且つ正確に行うためである

第2条 外国籍選手の定義

- (1) 外国籍選手とは、日本国籍を取得せずに日本の大学に入学した選手をいう
- (2) 「教育基本法」ならびに「学校教育法」で定める日本国内の学校で、小学校教育および中学校教育・中等教育学校の前期部分（義務教育）を修了した者は、日本国籍を有する選手と同等とみなす

第3条 外国籍選手の登録

1. 外国籍選手は、在籍する大学において単位を履修する目的で修学していなければならない
 - (1) 外国籍選手は、学部在籍する学生でなければならない。
なお、短期留学生、交換留学生、語学研修生、聴講生、研究生、通信制の大学に在籍する学生、専攻科に在籍する学生、学士入学（すでに大学を卒業して入学する）をした学生等は、認められない
 - (2) 外国籍選手を登録する場合、所属大学は所定の用紙に次の書類を添付し競技部・総務部の審査を受けなければならない
なお、一度審査を受けた外国籍選手を継続して登録する場合は、審査を免除することがある
 - ①大学の在籍証明書および学生証のコピー
 - ②パスポート（顔写真のページ）および留学ビザまたは在留カードの年月日が記入してあるページのコピー
 - ③国籍を有する国および外国での競技歴（高等学校・大学）
 - (3) 申請期間は4月1日～15日および8月1日～15日までとし、審査終了後各大学に通知するものとする
審査承認後、JBAへの登録手続きを済ませること
2. 日本の高等学校を卒業し、続いて大学に入学した外国籍選手は、その高等学

校の卒業証明書および大学の在籍証明書を提出することで上記（２）の書類に替えることができる

第４条 外国籍選手の登録回数

外国籍選手の登録回数は「登録および競技会に関する細則」「第８条、登録回数の限度」の通りとする

なお、外国の大学で登録した回数は継続されるものとする

第５条 外国籍選手の競技資格

- １．エントリーにおいては、数に制限は設けない
- ２．競技中、同時にプレーできる外国籍選手は１名とする（オンザコート１）

第６条 改廃

この細則の改廃は理事会の出席者の過半数の賛成を必要とする

附 則

平成２９年４月１０日成立
平成２９年６月２５日施行
２０２３年１月２７日一部改定

4. 選手・スタッフ資格および資格審査に関する細則

第1条 目的

一般社団法人関東大学バスケットボール連盟（以下「本連盟」という）は、バスケットボール競技の健全な普及ならびに発展を図るために、本連盟に登録する選手（以下「選手」という）の選手資格およびチームスタッフ（以下スタッフという）の資格ならびに資格審査に関する細則を制定する
また、本連盟ならびに本連盟に加盟する団体が主催する大会（以下「大会」という）に関しては、本細則の規定が優先される

第2条 スポーツマンシップ

1. スポーツとしてバスケットボールを愛し、フェアプレーの精神とマナーを尊び、バスケットボールの向上と発展に自ら貢献しようとする意志を持つこと
2. 善良な市民、健全な学生としての品格を保ち、学生の本分である学業をおろそかにしてはいけない
3. 選手およびスタッフは、暴力、各種のハラスメントならびにドーピング等（薬物の乱用など）の行為を行ってはならない

第3条 選手およびスタッフの定義

本連盟の登録に関する細則を厳守することを条件に登録をした選手およびスタッフを、本規定に従う選手およびスタッフとする

第4条 選手およびスタッフの資格

選手およびスタッフは、本連盟の公式戦ならびに本連盟に加盟する団体が主催する大会に出場することができる

第5条 選手およびスタッフの倫理規定

選手およびスタッフは、健全なバスケットボールプレーヤーおよびスタッフとして品格を保つ必要があり、大会に関しては、次に示す事項を禁止事項として厳守しなければならない

1. タトゥーをからだに施すこと
2. 選手が頭髪を黒以外の色に染めること
3. ピアスを装着した状態で大会に出場すること

4. スタッフは常識ある頭髪の色・服装をし、身だしなみ等に注意して品格を保つこと

第6条 規定に関する違反の処分

次に示す事項に該当することが判明した場合は、選手およびスタッフが違反をしたことを、理事会に報告する

理事会は、審議を経て処分を決定する

1. 第2条に示すスポーツマンシップに違反した場合
2. 本連盟ならびに本連盟に加盟する団体が、参加を認めない大会に参加し、かつ出場した場合
3. 第5条の倫理規定に抵触した場合
4. 定款、細則および大会要項に関する違反があった場合

第7条 処分の内容

第6条に該当する選手およびスタッフに対する処分は、次の通りである

1. 登録の永久禁止
2. 4年未満の期間を定めた登録の停止
3. 文書による戒告
4. 口頭による注意

第8条 選手資格審査委員会

1. 選手資格審査委員会は、理事長が指名した委員長、総務部長、競技部長、広報部長、強化部長、審判部長、学生委員長ならびに理事長が更に指名した委員より構成される
2. 第7条の処分を行うに際し、選手資格審査委員長は選手資格審査委員会を招集し、処分の是非および処分の内容について審議したうえで、処分案を理事会に答申しなければならない
3. 理事会は、選手資格審査委員長の答申に基づき、審議を経たうえで処分の内容を決定する
4. 総務部長または競技部長は、選手が所属する大学の部長に対して、処分の内容を文書または口頭で伝達する
5. 選手資格審査委員会における審議の内容は、議事録として記録され、いずれの人もこれを閲覧することができる

第9条 改 廃

この細則の改廃を行う場合は、理事会で出席者の過半数の賛成を必要とする

附 則

平成29年4月10日成立

平成29年6月25日施行

2022年6月28日一部改定

2023年1月27日一部改定

5. 罰則規定に関する細則

第1条 目的

一般社団法人関東大学バスケットボール連盟（以下「本連盟」という）は、バスケットボール競技の健全な普及ならびに発展を図るために、本連盟が主催する公式試合（以下「公式戦」という）で、規約に違反した選手およびチームスタッフ（以下スタッフという）に対する罰則の細則を定める

第2条 罰則の対象となる行為

公式戦において、次に示す行為を行った場合は、罰則を受ける対象の行為とみなされる

罰則の対象となる行為と認められた場合は、その事実が理事会に報告され、理事会は審議を経て罰則を決定する

1. 選手およびスタッフが、自チームおよび相手チームの選手およびスタッフに対して行う著しい挑発行為、乱暴な行為、暴行、脅迫ならびにそれらに類する行為
2. 選手およびスタッフが、審判員に対して行う身体接触を伴う抗議や挑発行為、公然の名誉毀損となる行為、暴行、脅迫ならびにそれらに類する行為
3. 定款、細則および大会要項に関する違反行為

第3条 罰則の内容

第2条に該当する行為が認められた場合の罰則は、次に示す通りである

1. 登録の永久禁止（個人および団体）
2. 6年以下の期間を定めた登録停止（個人および団体）
3. 1年以下の期間を定めた公式戦への出場停止（個人および団体）
4. 文書による戒告（個人および団体）
5. 口頭による注意（個人および団体）

第4条 処罰検討委員会

1. 処罰検討委員会は理事長が指名した委員長、総務部長、競技部長、広報部長、強化部長、審判部長、学生委員長ならびに理事長が更に指名した委員より構成される
2. 第3条の処分を行うに際し、処罰検討委員長は処罰検討委員会を招集し、処分の是非および処分の内容について審議したうえで、処分案を理事会に答

申しなければならない

3. 理事会は、処罰検討委員会の答申に基づき、審議を経たうえで処分の内容を決定する
4. 総務部長または競技部長は、選手が所属する大学の部長に対して、処分の内容を文書または口頭で伝達する
5. 処罰検討委員会における審議の内容は、議事録として記録され、いずれの人もこれを閲覧することができる

第5条 改 廃

この細則の改廃を行う場合は、理事会で出席者の過半数の賛成を必要とする

附 則

平成29年4月10日成立

平成29年6月25日施行

6. 財務及び会計細則

第1条 目的

本細則は、一般社団法人関東大学バスケットボール連盟（以下、本連盟）の定款第7章「財務及び会計」に則り、本連盟の財務に関わる処理を、正確かつ円滑に執行するために設ける

第2条 財務

本連盟の定款（以下、定款）第40条2項の「各種費用」を以下の通り定める

- (1) 加盟費
加盟費は、理事会の加盟承認を得た日から15日以内に収めなければならない
加盟費は、一般会計に充当する
加盟費は、20,000円とする
* 3年間本連盟の主催する公式戦に不参加の上、再度出場を希望した場合、新規加盟として加盟費を徴収する
- (2) 登録費
徴収を行わない
- (3) 参加費
参加費は、競技会（以下、大会）開催初日の15日前迄に納めなければならない
参加費は、大会会計に充当する
選手権大会（トーナメント）参加費は、1部2部3部のチームは50,000円、4部以下のチームは35,000円とする
新人戦大会（新人戦）参加費は、1部2部3部のチームは40,000円、4部以下のチームは30,000円とする
リーグ戦大会（リーグ戦）参加費は、1部のチームは180,000円、2部のチームは165,000円、3部のチームは150,000円、4部のチームは80,000円、5部のチームは70,000円
トーナメント、新人戦、リーグ戦以外の大会の参加費は、理事会で決定する
- (4) 特別分担金
特別分担金は、理事会承認のうえ適時徴収するものとする
- (5) 運営協力費
運営協力費は、原則としてリーグ戦の参加費払込期日までに学生役員の派遣がない1部2部3部のチームが支払うものとする
運営協力費は、当該事業年度末日までに納めなければならない
1部のチームは100,000円、2部のチームは80,000円、3部のチームは50,000円とする
運営協力費は、期日までに派遣があっても当該事業年度の途中で派遣がなくなった場合は支払うものとする。ただし学生派遣状況及びチーム状況等を考慮し、理事会での承認を受ければ運営協力費の減額または支払いの免除をする事ができる
- (6) ホームページ運営費分担金
ホームページ運営費分担金は、当該事業年度の7月末日までに納めなければならない
ホームページ運営費分担金は、1部2部3部のチームは15,000円とし、4部以下のチームは10,000円とする

第3条 事業年度

事業年度は、定款第41条のとおり、毎年4月1日から翌年3月31日までとする

第4条 事業計画及び収支予算

- 1 事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始日の前日までに作成し理事会の議決を経るものとする
- 2 各大会別の収支予算は、大会開催初日の前日までに理事会の議決を経るものとする

第5条 事業報告及び収支決算

- 1 事業報告及び収支決算は、当該事業年度末日から三ヶ月以内に監事の監査を受けたうえで理事会の議決を経るものとする
- 2 各大会別の収支決算は、大会最終日から三ヶ月以内に理事会の議決を経るものとする

第6条 保管

- 1 決算書類原本は、定款第2条「主たる事務所」（以下、主たる事務所）で保管する
- 2 電子媒体による決算書類は、財務部専用パソコン（PC）で保管する
- 3 決算書類の原本の保管期間は、当該事業年度末日から5年間とする
財務部専用パソコン（PC）での決算データの保管期間は、当該事業年度末日から10年間とする
- 4 決算書類（原本及び電子媒体）の廃棄は、監事立ち合いのもと財務部長が行う

第7条 閲覧

- 1 理事および社員は、決算書類（原本及び電子媒体）の閲覧をすることができる
- 2 決算書類の閲覧は、主たる事務所内で行うものとする

第8条 財務部の会議

- 1 財務部の会議は、会長・理事長・監事・財務部長の判断により、適時開催することができる
- 2 財務部の会議では、財務伝票・納品書・請求書・領収書・通帳・現金等の照合ならびに予算と支出との対比を行う

第9条 経理

- 1 一般会計経費は、加盟費・交付金・受取利息・事業収入・各種協力費・各種分担金・広告収入・雑収入等をもって支弁する
- 2 大会会計経費は、参加費・特別分担金・大会収入（当日入場料、プログラム売上、広告収入、運営外収益、雑収入）等をもって支弁する
- 3 役員本人に関わる費用は、原則として当該個人の支弁とする
- 4 財務部長、財務副部長および財務担当学生役員は、収支予算に関わる支払いを行うことができる
- 5 財務部長および財務副部長以外の理事が支払いを行う場合は、当該理事が立替払いを行い後日清算するものとする
- 6 財務担当学生役員以外の学生役員が支払いを行う場合は、財務部長または財務担当学生役員に「仮払い請求書」を提出したうえで支払いを行い、後日清算するものとする

- 7 清算は、所定の財務伝票に必要事項を漏れなく記入し、請求書と領収書を添えて財務部長に提出するものとする
- 8 請求書または領収書がない場合は、財務伝票への財務部長の署名押印による承認を必要とする
- 9 収支予算に該当しない物品及びサービスを発注する場合は、事前に理事会の承認を経なければならない
- 10 前項9の承認を経ないで、収支予算に該当しない物品及びサービスを発注した場合は、その支払いに関しては理由の如何を問わず当事者の支弁とする

第10条 資産及び負債科目

1 資産科目およびその扱いを以下のとおりとする

(1) 普通預金

- ・本連盟名義の銀行普通預金口座のことをいう
- ・普通預金口座は、必要に応じて複数作成することができる
ただし、会長および理事長の事前承認を受け、口座開設後は速やかに理事会に報告しなければならない
- ・普通預金口座の通帳およびカードは財務部長が所持する
ただし、必要に応じて財務副部長または財務担当学生役員が所持する事ができる
- ・普通預金通帳及びカードを所持する者は、財務部長が認める現金預け入れ、現金引き出し及び振り込みをすることができる
- ・普通預金口座の通帳及びカードを所持する者には、守秘義務及び管理責任が存在する
- ・普通預金口座の通帳及びカードを所持する者は、本連盟役員の請求があった場合、通帳およびカードを速やかに提出または提示しなければならない
- ・普通預金口座の届出印は原則として代表理事印とし、印は主たる事務所で保管する

(2) 定期預金

- ・本連盟名義の銀行定期預金口座のことをいう
- ・定期預金口座は、必要に応じて複数作成することができる
ただし、会長および理事長の事前承認を受け、口座開設後は速やかに理事会に報告しなければならない
- ・定期預金口座への預け入れ及び解約は、事前に理事会の承認を受けなければならない
- ・定期預金口座の通帳は財務部長が所持する
- ・定期預金通帳を所持する者には、守秘義務及び管理責任が存在する
- ・定期預金口座の通帳を所持する者は、本連盟役員の請求があった場合は、通帳を速やかに提出または提示しなければならない
- ・定期預金口座の届出印は原則として代表理事印とし、印は主たる事務所で保管する

(3) 郵便貯金

- ・本連盟名義の郵便貯金口座及び振替口座のことをいう
- ・郵便貯金口座及び振替口座は、必要に応じて複数作成することができる
ただし、会長および理事長の事前承認を受け、口座開設後は速やかに理事会に報告しなければならない
- ・郵便貯金口座及び振替口座の通帳及びカードは財務部長が所持する
ただし、必要に応じて財務副部長または財務担当学生役員が所持する事ができる
- ・郵便貯金口座及び振替口座の通帳及びカードを所持する者は、財務部長が認める現金預け入れ、現金引き出し及び振り込みをすることができる
- ・郵便貯金口座及び振替口座の通帳及びカードを所持する者には、守秘義務及び管理責任が存在する
- ・郵便貯金口座及び振替口座の通帳及びカードを所持する者は、本連盟役員の請求があった場合は、通帳およびカードを速やかに提出または提示しなければならない
- ・郵便貯金及び振替口座の届出印は原則として代表理事印とし、印は主たる事務所で保管する

(4) 現金

- ・本連盟が所持する国内外の通貨紙幣のことをいう
 - ・現金は、原則として30日以上継続して所持してはならない
- (5) 立替金
- ・本連盟以外の費用で、本連盟が一時的に支払うもののことをいう
 - ・立替金を支払う場合は、原則として事前に理事会の承認を経なければならない
 - ・立替金は、原則として支払日から30日以内に清算しなければならない
- (6) 未収金
- ・本連盟の収入で、当該事業年度末日までに入金されていないもののことをいう
- (7) 前払い金
- ・予算に計上された経費または計上されることが確実な経費で、当該事業年度開始以前に支払いを行うもののことをいう
- 2 負債科目及びその扱いを以下の通りとする
- (1) 未払い金
- ・本連盟の支出で、当該事業年度末日までに支払いがされていないもののことをいう
- (2) 前受け金
- ・翌事業年度の収入で、当該事業年度中に入金されたもののことをいう
- (3) 預かり金
- ・本連盟以外の収入または資産であり、本連盟名義の収支の中に存在するもののことをいう
- (4) 借入金
- ・本連盟が、金融機関または関係団体から借り入れたもののことをいう
 - ・借り入れを起こす場合は、原則として事前に理事会の承認を受けなければならない

第11条 収入費目・支出費目

- 1 一般会計の収入費目及びその扱いを以下の通りとする
- (1) 加盟費
- ・定款第40条2項(1)、本細則第2条1項(1)のとおり
- (2) 登録費
- ・定款第40条2項(2)、本細則第2条1項(2)のとおり
- (3) 参加費
- ・定款第40条2項(3)、本細則第2条1項(3)のとおり
- (4) 連盟交付金
- ・連盟交付金とは、日学より登録費に代わり支給される交付金のことをいう
- (5) 受取利息
- ・預金及び貯金の利息のことをいう
- (6) 大会収益
- ・大会収益とは、トーナメント、新人戦、リーグ戦及びその他本連盟主催大会の収益のことをいう
- (7) 事業収入
- ・事業収入とは、本連盟が行う各事業の収入金額のことをいう
- (8) インカレ協力費
- ・インカレ協力費とは、本連盟が全日本大学バスケットボール選手権大会(通称、インカレ)を主管した場合に、日学より支払われるもののことをいう
- (9) 運営協力費
- ・定款第40条2項(5)、本細則第2条1項(5)のとおり

- (10) ホームページ運営費分担金
 - ・定款第40条2項(6)、本細則第2条1項(6)のとおり
- (11) 広告収入
 - ・広告収入とは、看板及びプログラム等に広告を掲載するために、企業より支払られた代金のことをいう
 - ・広告料の金額は、【広告掲載に関する細則】のとおり
- (12) 雑収入
 - ・雑収入とは、前項(1)から(11)の項目以外の収入のことをいう
- 2 一般会計の支出費目及びその扱いを以下のとおりとする
 - (1) 会議費
 - ・会議費とは、社員総会、理事会及び本連盟役員または定款第47条「学生役員」(以下、学生役員)が招集する会議に関わる費用のことをいう
 - ・会議場及び食事の数は、招集した責任者が決定する
 - ・会議場及び食事の手配は、事前に総務部長の承認を経なければならない
 - (2) 交通費
 - ・交通費とは、本連盟役員及び学生役員に支給する交通費のことをいう
 - ・本連盟役員には、理事会出席のための交通費を支給する
 - ・本連盟役員には、理事会以外で、理事長が業務執行に必要と認めた会議への出席のための交通費を支給する
 - ・学生役員には、当該学生が通う主たるキャンパスから主たる事務所までの路線から当該学生が所持する通学定期の路線を除き、その区間の最も低い交通費に当該学生が主たる事務所に来た日数を乗じた金額を支給する
 - ・ただし、当該区間の1ヶ月の定期乗車券代相当額を上限とする
 - ・財務部長の認める実務に関する交通費は、別途実費を支給する
 - (3) 交際費
 - (現)
 - ・交際費とは、会長及び理事長が認める個人または団体の慶弔に関わる費用のことをいう
 - ・交際費とは、会長及び理事長が認める個人または団体の慶弔に関わる費用及び本連盟事業の関係者に対する接待費その他の支出のことをいう
 - ・慶事とは、祝勝会及び記念行事等のことをいう
 - ・交際費の金額は、会長及び理事長が都度決定する
 - (4) 通信費
 - ・通信費とは、主たる事務所の固定電話、本連盟の携帯電話、郵便、宅配便及びSNS接続等の費用のことをいう
 - (5) 事業支出
 - ・事業支出とは、本連盟が行う各事業の支出金額のことをいう
 - (6) 強化費
 - ・強化費とは、本連盟を代表するスタッフ及び選手の技術力向上を目的に行う事業の費用のことをいう
 - (7) 記念事業費
 - ・記念事業費とは、本連盟が主催して行う記念事業に関わる費用のことをいう
 - (8) 事務所維持費
 - ・事務所維持費とは、主たる事務所を維持するための地代家賃、水道光熱費、リース料等のことをいう
 - ・地代家賃は、主たる事務所を共有する日学及び関東大学女子バスケットボール連盟(以下、関女)と按分して負担する
 - ・按分比率は別途「覚書」によって定める
 - (9) 給与手当

- ・給与手当とは、主たる事務所に勤務するものへの給与のことをいう
- ・給与手当は、主たる事務所を共有する日学及び関女と按分して負担する
按分比率は別途「覚書」によって定める

- (10) 審判育成費
- ・審判育成費とは、本連盟に所属する学生審判員の育成に関わる費用のことをいう
- (11) ホームページ運営費
- ・ホームページ運営費とは、本連盟ホームページ（以下連盟HP）の運営管理に関わる費用のことをいう
- (12) 事務用品費
- ・事務用品費とは、本連盟運営のための事務遂行に関わる備品及び消耗品の購入費用のことをいう
- (13) 親睦費
- ・親睦費とは、本連盟内及び関係団体との親交を深めるために開催される懇親会及び親睦会等に関わる費用のことをいう
 - ・飲食を伴う集会は、原則として会費を徴収する
会費の金額は会長、理事長、総務部長または財務部長が都度決定する
- (14) 保険料
- ・保険料とは、本連盟が主催する大会及び事業に関わる保険費用のことをいう
- (15) 租税公課
- ・租税公課とは、本連盟が支払う税金のことをいう
- (16) 顧問料
- ・顧問料とは、本連盟の登録及び財務等に関わる税理士・会計士等に支払う顧問報酬のことをいう
- (17) 雑費
- ・雑費とは、前項（1）から（16）項目以外の支出のことをいう

3 大会等の収入費目及びその扱いを以下のとおりとする

- (1) 参加費
- ・定款第40条2項（3）、本細則第2条1項（3）のとおり
- (2) 特別分担金
- ・定款第40条2項（4）、本細則第2条1項（4）のとおり
- (3) 当日入場料
- ・当日入場料とは、当日入場券の売上代金のことをいう
 - ・各大会の当日入場券の種類と金額は、次のとおりとする
 - 「トーナメント」（一般・大学：1000円、中高生：500円、チーム券：500円）
 - 「新人戦」（一般・大学：1000円、中高生：500円、チーム券：500円）
 - 「リーグ戦1部」（一般・大学：1500円、中高生：500円、チーム券：1200円）
 - 「リーグ戦2部」（一般・大学：1000円、中高生：500円、チーム券：800円）
 - 「リーグ入替戦（1部・2部チームの出場試合）」
（一般・大学：1500円、中高生：500円、チーム券：1200円）
 - 「リーグ入替戦（3部以下チームの出場試合）」
（一般・大学：1000円、中高生：500円、チーム券：500円）
 - ・各大会の当日入場券の種類と金額は、事前に理事会で承認されれば、追加及び変更することが出来る
 - ・トーナメント、新人戦、リーグ戦以外の大会の入場券の種類と金額は、理事会で決定する
 - ・当日入場券販売後に、当該日の試合の一部または全部が延期となった場合、当該入場券及び延期日入場券の取り扱いは以下①～④の通りとする
 - ① 当該入場券は、原則として払い戻しを行わない
 - ② 当該入場券で、延期日の入場をすることが出来る

- ③ 延期日の入場券代は、原則として、一般・大学は、試合数3試合以上の場合「1部」1,500円「2部」1,000円、2試合の場合「1部」1,000円「2部」500円、1試合の場合「1部」500円「2部」無料とする
高校・中学は、試合数3試合以上の場合「1・2部」とも500円とし、2試合以下の場合「1・2部」とも無料とする
この入場券代は、会長及び理事長の承認を経て変更することが出来る
- ④ 延期日が「1・2部」同会場開催となった場合は、上記③の入場券代は試合数の多い部のものを適用する

- (4) プログラム売上
・プログラム売上とは、会場でのプログラム売上代金のことをいう
・プログラム価格は、大会ごとに理事会で決定する
・会場以外でのプログラム売上代金は、一般会計の雑収入に計上する
- (5) 広告収入
・本細則第11条1項(8)のとおり
- (6) 放映権料
・放映権料とは、本連盟が主催する大会等をテレビジョン及びSNS等で放映する際の権利金のことをいう
- (7) 運営外収入
・運営外収入とは、本連盟主催の大会の全部または一部を、他団体の主管で運営された場合に生じた収益のことをいう
- (8) 雑収入
・雑収入とは、前記(1)から(7)の項目以外の収入のことをいう

4 大会等の支出費目及びその扱いを以下のとおりとする

- (1) 会場費
・会場費とは、会場使用料及びそれに準ずる費用ならびに会場に関わる備品や消耗品の費用のことをいう
- (2) 会場責任者費
・会場責任者費とは、競技部の決めた会場責任者に支払う交通費のことをいう
・会場責任者費は、原則として1試合あたり500円とする
- (3) 交通費
・交通費とは、本連盟役員及び学生役員に支給する、当該役員の自宅から会場までの最低価格の経路の交通費のことをいう
・本連盟役員には、会長または理事長または財務部長が認めたものについてのみ交通費を支給する
・学生役員には、当該学生役員の自宅から会場までの交通費を支給する
・タクシーの使用は、事前に総務部長または財務部長の承認を経なければならない
・総務部長または財務部長の認める実務に関する交通費は、別途実費を支給する
・学生役員には補食費を支給する
・補食費は、原則として1日あたり1,500円とし、実労働時間が8時間以上となった場合は3,000円とする
- (4) 審判交通費
・審判交通費とは、会場までの交通費と審判謝礼のことをいう
・交通費は会場までの実費を支給し、上限を10,000円とする
ただしS級審判員に関してはその限りではない
・S級以外の審判員に限度額を超えて支給する場合は、事前に財務部長の承認を経なければならない
・審判謝礼は、資格別に次のとおりとする
S級 5,000円
A級 4,000円
B級 3,000円、(学生審判は 1,500円)
C級以下 なし
・審判謝礼は、原則として、担当試合が成立した場合に支給する
・担当試合が、試合開始後ハーフタイムまでに延期または中止になった場合は、

- 原則として、審判謝礼の半額を支給する
- ・担当試合が、試合開始後第3クォーター以降に延期または中止になった場合は、原則として、審判謝礼の全額を支給する
- ・審判員が担当試合の会場に到着したにも関わらず、担当する試合が延期または中止になった場合は、会場までの交通費を支給する
- ・審判員が担当試合会場への移動途中の時点で、担当する試合が延期または中止になった場合は、原則として会場までの交通費の半額を支給する
- ・審判員が担当試合会場への移動開始前の時点で、担当する試合が延期または中止になった場合は、原則として交通費は支給しない

- (5) 印刷費
 - ・印刷費とは、外部に発注する大会等に関わる印刷物の費用のことをいう
- (6) 表彰費
 - ・表彰費とは、大会等で使用する表彰物の費用のことをいう
- (7) 競技用品費
 - ・競技用品費とは、大会等で使用する競技に関わる備品及び消耗品のことをいう
- (8) テレビ放映費
 - ・テレビ放映費とは、大会等の放映にあたり当該放送局に支払う費用のことをいう
- (9) 保険料
 - ・保険料とは、大会等に関わる保険の費用のことをいう
- (10) 納付金
 - ・納付金とは、本連盟が主催する大会の開催にあたり支払う、JBA への納付金のことをいう
- (11) 通信費
 - ・通信費とは、大会等に関わる、郵便、宅配便及び SNS 接続等の料金のことをいう
- (12) 親睦費
 - ・本細則第11条2項(12)のとおり
- (13) 3部以下運営費
 - ・3部以下運営費とは、リーグ戦3部以下運営を円滑に行うための費用のことをいう
- (14) 宿泊費
 - ・宿泊費とは、大会等に関わる理事または学生役員の宿泊費のことをいう
 - ・理事または学生役員が宿泊をする場合は、事前に総務部長または財務部長の承認を経なければならない
 - ・宿泊費は1泊5,000円を目途とし、6,000円を上限とする
 - ・1泊6,000円を超える場合は、原則として事前に総務部長または財務部長の承認を経なければならない
- (15) 記念事業費
 - ・記念事業費とは、本連盟が主催する大会等の記念事業に関わる費用のことをいう
- (16) 雑費
 - ・雑費とは、前記(1)から(15)の項目以外の支出のことをいう
- 5 遠征、キャンプ、合宿、練習(以下、遠征等)の収入費目及びその扱いを以下のとおりとする
 - (1) 参加費
 - ・参加費とは、当連盟の遠征等に参加する者から徴収する参加費のことをいう
 - ・参加費の金額は事前に理事会で決定する
- 6 遠征、キャンプ、合宿、練習(以下、遠征等)の支出費目及びその扱いを以下のとおりとする
 - (1) 大会参加費
 - ・大会参加費とは、参加する大会の主催団体に対して支払う参加費のことをいう

- (2) 渡航費
 - ・渡航費とは、遠征等の渡航に関わる航空運賃または船賃のことをいう
 - ・渡航の手配に関しては、総務部長が統括する
- (3) 国内宿泊費
 - ・国内宿泊費とは、遠征等に関わる日本国内の宿泊代のことをいう
 - ・宿泊の手配に関しては、総務部長が統括する
- (4) 国外宿泊費
 - ・国外宿泊費とは、遠征等に関わる日本国外の宿泊代のことをいう
 - ・宿泊の手配に関しては、総務部長が統括する
- (5) 食費
 - ・食費とは、宿泊費に含まれない食事代のことをいう
- (6) 副食費
 - ・副食費とは、食事の量または質が明らかに不足していると認められる場合に支給する補食費のことをいう
 - ・副食費の執行に関する判断は、団長が行う
 - ・副食費は、一人あたり一日3,000円以内とする
- (7) 国内交通費
 - ・国内交通費とは、遠征等に参加する役員、スタッフ及び選手の、遠征等のために集合した場所から解散する場所まで及び遠征等に関わる合宿ならびに練習会場までの、日本国内における交通費のことをいう
 - ・交通手段の手配に関しては、総務部長が統括する
- (8) 国外交通費
 - ・国外交通費とは、遠征等に参加する役員及びスタッフならびに選手の、日本国外における交通費のことをいう
 - ・交通手段の手配に関しては、総務部長が統括する
- (9) 運搬費
 - ・運搬費とは、遠征等に関わる荷物の運搬費用のことをいう
- (11) レセプション費
 - ・レセプション費とは、遠征等で参加する大会の主催団体または主催者が開催する集会の会費等のことをいう
- (12) 記念品費
 - ・記念費とは、遠征等に関わる記念品代および土産代のことをいう
- (13) 施設利用費
 - ・施設利用費とは、遠征等で使用する体育館等の利用料のことをいう
- (14) 競技用品費
 - ・競技用品費とは、遠征等で使用する競技用品の購入代のことをいう
- (15) 消耗品費
 - ・消耗品費とは、遠征等に関わる消耗品の購入代のことをいう
- (16) ウェアー費
 - ・ウェアー費とは、遠征等に関わるユニフォーム等の製作代のことをいう
 - ・ウェアー製作に関しては、総務部長が統括する
- (17) 通信費
 - ・通信費とは、遠征等に関わる通信代のことをいう
- (18) 保険料費
 - ・保険料費とは、遠征等に関わる保険料のことをいう

- (19) 謝礼費
- ・謝礼費とは、遠征等に関わる謝礼代のことをいう
 - ・講師等への謝礼費は、原則として1日あたり2万円とする
 - ・ただし、事前に理事会で承認されれば1日あたりの金額を変更することが出来る
- (20) 手数料費
- ・手数料費とは、遠征等に関わる手数料代のことをいう
- (21) 雑費
- ・雑費とは、前記(1)から(20)の項目以外の支出のことをいう

第12条 資産

- 1 本連盟が所有する取得価格(税抜)100,000円相当以上の資産は、資産台帳に登録した上で、当該資産に「資産管理番号」を貼付するものとする
- 2 資産台帳に登録された資産は、学生委員長が管理するものとする
- 3 資産台帳は、財務担当学生役員が管理し、主たる事務所で保管するものとする
- 4 資産台帳に登録された資産の廃棄は、総務部長及び財務部長の承認を経なければならない
- 5 本連盟が所有する資産に事故等が生じた場合、総務部長及び財務部長は理事会に報告し、理事会において当該事故等に重大な責任が認められた者は、当該資産の取得価格(税込)と同等金額を本連盟に賠償しなければならない

第13条 財務部長と財務副部長の就任と任期

- 1 同じ者が連続して財務部長に就任する場合は、連続した任期は2期4年以内とする
ただし、当連盟設立第1期の任期はこれに含まない
- 2 財務副部長が連続して財務部長に就任することは妨げないものとする
- 3 財務部長が連続して財務副部長に就任することは出来ないものとする

第14条 改廃

本細則の改廃を行う場合は、理事会で出席者の過半数の賛成を必要とする

附則

2017年(平成29年)4月01日施行
2017年(平成29年)4月10日改定
2017年(平成29年)5月26日改定
2018年(平成30年)4月01日改定
2018年(平成30年)5月28日改定
2020年5月23日改定
2021年11月29日改定
2022年7月18日改定

7. 広告掲載に関する細則

第1条 目的

関東大学バスケットボール連盟(以下「連盟」という)は、主催する大会のプログラムに掲載する広告の契約に際し、契約締結にすることがらを広告掲載に関する細則として定める。

また、本細則は、広告掲載の手続きを円滑にすることを目的とする。

第2条 掲載する広告の倫理

掲載する広告には、信頼性ならびに正当性が求められるため、その内容および表現はそれらの範囲を逸脱するものであってはならない。

第3条 内容に関する規定

広告の内容および表現やデザイン等に関しては、特に規定は設けない。

但し、合理的な範囲で修正および変更を求める場合は、渉外部を中心に関係する部局(総務部、財務部等)が協議し、その結果を踏まえて交渉するのは渉外部長とする。

第4条 審査ならびに決定

依頼された広告の審査は、渉外部を中心に関係する部局(総務部、財務部等)が加わり、合同で行う。

渉外部長は、契約締結を可とする広告主を常任理事会へ推薦し、常任理事会はそれを審議し決定する。

第5条 審査

掲載の可否を審査するための基準を次のとおり定める。

1. 内容に関する審査基準

次の各項に該当するものは、掲載することが認められない。

- 1) 法令等に違反するもの、ならびにそれに準ずるもの。
- 2) 連盟の運営に支障をきたすもの、ならびにそれに準ずるもの。
- 3) 公序良俗に反するもの、ならびにそれに準ずるもの。
- 4) 人権侵害、差別、名誉毀損となるもの、ならびにそれに準ずるもの。
- 5) 青少年の保護あるいは健全な育成に好ましくないもの。
- 6) 政治性があるものあるいは選挙に関するもの。
- 7) 宗教性があるもの。
- 8) 社会問題についての主義主張をするもの。
- 9) 人材募集広告については、労働基準法等関連法令に違反しているもの。
- 10) 出会い系サイト、結婚紹介(インターネット異性紹介事業)に関するもの。
- 11) 責任の所在が明確でないもの。
- 12) 本連盟が不適切と判断したもの。

2. 広告依頼主に関する審査基準

次の各項の何れかに該当するものは、掲載することが認められない。

- 1) 風俗営業等の規則および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業形態またはそれに類似するものうち、青少年の健全な育成を阻害する恐れがある法人や事業主。
- 2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業。
- 3) 民事再生法(平成11年法律第225号)および会社更生法(平成14年法律第154号)による再生または更正手続き中の法人や事業主。
- 4) 社会上の問題となっているものに係わる業種または事業主。
- 5) 暴力団員または暴力団関係者が、その事業主の経営や運営に関与していると認められた場合。
- 6) 商品先物取引に係わる法人または事業主。
- 7) 法律に定めのない医業類似行為に係わる法人または事業主。
- 8) 行政機関から指導を受け、それに対する改善がなされていない法人または事業主。
- 9) その他、各種法令等に違反している法人または事業主。
- 10) 本連盟が不適切と判断したもの。

第6条 改 廃

この細則の改廃を行う場合は、理事会で出席者の過半数の賛成を必要とする。

附 則

平成26年3月8日施行

8. ホームゲームに関する細則

第1条 目的

本細則は、当連盟が主催・主管する公式競技会において、主管権を譲渡された団体等が、当該試合の運営を円滑に行うための要件を定めることを目的とする。

主管とは、自己の責任と人的・物的負担において試合を実施・運営することを意味する。

第2条 対象試合

本連盟主催・主管のリーグ戦全試合。

第3条 主管権を譲渡できる団体

1. 本連盟に加盟するチーム
2. 都道府県バスケットボール協会

第4条 試合会場の施設・設備等に関する要件

原則として、以下に示す要件を満たすこととする。

1. 競技場の施設に関する要件

(1) 観客収容人数

300席以上とする。土足入場、観客席での飲食が可能であること。

(2) 音響設備

場内全体に行き届く場内放送設備・音響設備を備えていること。

(3) 照明

平均1800ルクス以上あること。

(4) 空調設備

冷暖房設備を完備していること。

(5) 通信設備

試合記録の入力および送信に関わる通信環境を有していること。

(6) 諸室

後述する大会運営諸室を確保できること。

(7) 駐車場

チームバス、来賓、障害者用の駐車場を備えていること。

2. 各エリア設定要件

(1) 競技エリア

1) コート

JBA競技規則に準じた28m×15mの木製コートおよび競技器具を備えていること。

2) 練習場

原則として、会場内にウォーミングアップ用のコートを備えていること。
試合時と同様のコート・ゴールがあれば理想的である。

3) 更衣室

少なくとも2チーム分(2部屋)を備え、4チーム分(4部屋)があれば理想的である。

4) 審判更衣室

チーム更衣室とは別に、審判4名が使用できる広さのもの。

(2) 運営エリア

1) 大会運営本部

運営スタッフ用の部屋が確保できること。

2) 医務室

一般観客ならびにチーム、スタッフも使用できる広さの部屋が確保できること。

なお、救急サービスからもアクセスしやすい場所とすること。

(3) 来賓エリア

1) 来賓室

来賓用の控え室を用意すること。

第5条 主管権譲渡申請手続き

1. ホームゲーム開催企画書の提出期日

原則として、試合日程および会場の予定が審議される常任理事会開催日(通常

6月開催)の、1週間前までとする。

2. 企画書の書式
本連盟の指定用紙を用いること。
3. 提出先
本連盟競技部

第6条 収 益

1. 収益の配分

- (1) 第3条 1. に該当する場合は、ホームゲーム期間中の収益を算出し、収益額に応じて配分する。但し、その額は常任理事会で決定する。
- (2) 第3条 2. に該当する場合は、ホームゲーム期間中の収益の額に関わりなく、収益として一定額を先払いする。但し、その額は常任理事会で決定する。

2. 支払期日

- (1) の場合は、競技会終了後の決算報告を審議する常任理事会終了後、1ヶ月以内とする。
- (2) の場合は、主管権譲渡が確定した日から1ヶ月以内とする。

3. 支払い方法等

主管権を譲渡された団体は、振込先を本連盟財務部に通知し、財務部長が指定振込先に入金する。

なお、領収書の発行側の名称は、主管権を譲渡された団体名とし、代表者の捺印が必要である。

第7条 報告書の提出

1. 主管権を譲渡された団体の責任者は、運営に関する報告を、開催終了後1ヶ月以内に本連盟競技部まで提出しなければならない。
なお、書式は特に定めない。

第8条 改 廃

この細則の改廃を行う場合は、理事会で出席者の過半数の賛成を必要とする。

附 則

平成27年3月7日施行

9. 役員候補者の選考に関する細則

第1条 [目的]

本細則は、一般社団法人関東大学バスケットボール連盟（以下「本連盟」という）定款第27条に基づく役員（理事および監事）の選任・選定にあたり、役員候補者を選考する諸手続きについて定める。

第2条 [会長及び副会長候補者選考委員会の設置]

- (1) 本連盟は、会長の任期満了または辞任に伴う次期会長候補者の選考にあたり、会長及び副会長候補者選考委員会（以下「会長副会長選考委員会」という）を設置する。
- (2) 会長副会長選考委員会は、次期会長の選定時まで存続するものとする。
- (3) 会長副会長選考委員会の委員は次の各号の通りとする。第3号、第4号、第5号の委員については、理事会において選定する。
 - ① 任期満了または退任の意向を表明した会長
 - ② 理事長
 - ③ 代議員 1名（但し、本連盟の理事兼務でない者）
 - ④ 監事 1名
 - ⑤ 理事 3名
- (4) 会長副会長選考委員会には、委員の互選により、委員長を置く。

第3条 [会長及び副会長候補者選考委員会の開催]

- (1) 会長副会長選考委員会は、その発足後速やかに開催するものとし、以後、第5条に定める理事会への答申を行うために必要に応じて適宜開催するものとする。
- (2) 会長副会長選考委員会は、委員長が招集する。ただし、委員の任命後最初の会議は会長が招集し、また、他の委員が招集することを妨げない。
- (3) 会長副会長選考委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長に事故あるときまたはやむを得ない事由により、委員長が欠席する場合は、出席委員の互選によりこれを定める。
- (4) 会長副会長選考委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会期を開き、議決することはできない。

(5) 会長副会長選考委員会への代理出席および書面による委任は、いずれも認めない。

第4条 [会長副会長候補者の選考基準]

(1) 会長副会長選考委員会は、次の各号の会長選考基準に基づき、会長候補者を選考しなければならない。

- ① 就任時において、その年齢が75歳未満であること。
- ② 本連盟の設立趣旨、理念および活動方針について深い見識を有し、それらの推進に相応しい人格を有すること。
- ③ 企業経営全般、法律、会計、財務、国際情勢、スポーツまたはバスケットボールの分野において、専門的な知識または経験を有していること。
- ④ 健康であり、業務に支障がないこと
- ⑤ 遵法精神に富んでいること
- ⑥ 定時理事会に、原則として出席できる見通しがあること。

第5条 [会長候補者の決定]

- (1) 会長副会長選考委員会は、会長の任期満了に伴う次期会長候補者選考の場合、会長の任期満了の属する月の3ヶ月前の月の末日までに会長候補者1名を決定し、理事会に答申する。
- (2) 会長副会長選考委員会は、会長の辞任に伴う次期会長候補者選考の場合、理事会において別に定める期日までに会長候補者1名を決定し、理事会に答申する。
- (3) 会長候補者の決定は、出席した委員の過半数の議決をもってこれを行う。否決された場合は、いずれかの委員が新たな候補者を推薦し、当該候補者につき議決を行う。
- (4) 委員が会長候補者となる場合には、当該会長候補者に関する議決には参加できず、その場合、当該委員は当該議案に関する定足数から除かれのものとす。

第6条 [副会長候補者の選考基準]

(1) 会長副会長選考委員会は、次の各号の副会長選考基準に基づき、副会長候補者を選考しなければならない。

- ① 就任時において、その年齢が75歳未満であること。
- ② 本連盟の設立趣旨、理念および活動方針について深い見識を有し、それらの推進に相応しい人格を有すること。
- ③ 企業経営全般、法律、会計、財務、国際情勢、スポーツまたはバスケットボールの分野において、専門的な知識または経験を有していること。
- ④ 健康であり、業務に支障がないこと
- ⑤ 遵法精神に富んでいること
- ⑥ 定時理事会に、原則として出席できる見通しがあること。

第7条 [副会長候補者の決定]

- (1) 副会長候補者の決定は、出席した委員の過半数の議決をもってこれを行う。否決された場合は、いずれかの委員が新たな候補者を推薦し、当該候補者につき議決を行う。
- (2) 委員が副会長候補者となる場合には、当該副会長候補者に関する議決には参加できず、その場合、当該委員は当該議案に関する定足数から除かれのものとす。

第8条 [役員候補者選考委員会の設置]

- (1) 本連盟は、役員（理事及び監事）の任期満了に伴う次期役員候補者の選考にあたり、前項の手続き後、役員候補者選考委員会（以下「役員選考委員会」という）を設置する。
- (2) 役員選考委員会は、次期役員の選任時まで存続するものとする。
- (3) 役員選考委員会の委員は第2条第3項に定める会長副会長選考委員会の委員とする。
- (4) 役員選考委員会の委員長は、次期会長候補者とする。

第9条 [役員候補者選考委員会の開催]

- (1) 役員選考委員会は、その発足後速やかに開催するものとし、以後、第9条に定める理事会への答申を行うために必要に応じて適宜開催するものとする。
- (2) 役員選考委員会は、委員長が招集する。ただし、委員の任命後最初の会議は会長が招集し、また、他の委員が招集することを妨げない。
- (3) 役員選考委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長に事故あるときまたはやむを得ない事由により、委員長が欠席する場合は、出席委員の互選

によりこれを定める。

- (4) 役員選考委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会期を開き、議決することはできない。
- (5) 役員選考委員会への代理出席および書面による委任は、いずれも認めない。

第10条 [役員候補者の選考基準]

- (1) 役員選考委員会は、次の各号の役員選考基準に基づき、会長・副会長を除く役員候補者を選考しなければならない。
 - ① 役員（会長候補者、副会長候補者、監事を除く）は、就任時において、その年齢が70歳未満であること。
 - ② 監事は、就任時において、その年齢が75歳未満であること。
 - ③ 本連盟の設立趣旨、理念および活動方針について深い見識を有し、それらの推進に相応しい人格を有すること。
 - ④ 企業経営全般、法律、会計、財務、国際情勢、スポーツまたはバスケットボールの分野において、専門的な知識または経験を有していること。
 - ⑤ 健康であり、業務に支障がないこと
 - ⑥ 遵法精神に富んでいること
 - ⑦ 一年度内の理事会に概ね3分2以上出席できる見通しがあること。
 - ⑧ 理事および監事は、相互に兼ねることはできない。

第11条 [役員候補者の決定]

- (1) 役員選考委員会は、役員の改選を行う定時社員総会の前までに役員候補者を決定し、理事会に答申する。
- (2) 役員候補者の決定は、委員長の推薦に基づき、出席した委員の過半数の議決をもってこれを行う。否決された場合は、いずれかの委員が否決された候補者に代わる新たな候補者を推薦し、当該候補者につき議決を行う。

第12条 [改廃]

本細則の改廃は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

附 則

2021年11月29日 施行
2022年1月27日 一部改定